

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく小学校就学前子どもの教育及び保育並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

【解説】

- ・本条例は、平成27年4月に子ども・子育て支援法が施行されることに伴い、児童福祉法に基づく保育の実施に関して定めていた「大和市保育の実施に関する条例」を全部改正したものです。
- ・本条は、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育（認定こども園・幼稚園・保育所・地域型保育事業・認可外保育施設等をいう。以下同じ。）の利用に対する給付に関する事項、児童福祉法に基づく保育（認定こども園の保育所機能部分・保育所・地域型保育事業をいう。以下同じ。）の利用に関する事項を定めることを明らかにしています。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び児童福祉法において使用する用語の例による。

【解説】

- ・本条例で用いる用語の重複規定を避けるため、用語の意義は子ども・子育て支援法及び児童福祉法において使用する用語の例によることを定めたものです。

(利用者負担額等の徴収)

第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号から第3号まで、第29条第3項第2号、第30条第2項第1号から第3号まで及び附則第9条第1項第1号から第3号までに規定する市が定める額並びに法附則第6条第4項の規定により徴収する額（以下「利用者負担額」という。）は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 法第19条第1項第1号及び第2号に該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者（当該年度中に法第23条第4項の規定により職権で教育・保育給付認

- 定の変更の認定を受けた者（次号において「変更2号認定者」という。）を除く。） 零
- (2) 満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者(変更2号認定者を含む。)
- 別表第1に掲げる教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分に応じ、同表の利用者負担額（月額）の欄に掲げる額
- 2 法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業として大和市保育所設置条例（昭和62年大和市条例第9号）第2条に規定する保育所（以下「公立保育所」という。）において実施する次の各号に掲げる事業に係る負担額は、当該各号に掲げる事業の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 法第59条第2号の規定による時間外保育（以下「延長保育事業」という。）に係る負担額 別表第2に定める額
- (2) 法第59条第10号に規定する一時預かり事業（以下「一時預かり事業」という。）に係る負担額 別表第3に定める額
- (3) 法第59条第11号に規定する病児保育事業（以下「病児保育事業」という。）に係る負担額 別表第4に定める額
- 3 市長は、利用者負担額（公立保育所における保育に係るものに限る。）及び延長保育事業に係る負担額については、当該保育を受けた教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者から徴収し、一時預かり事業及び病児保育事業に係る負担額については、当該事業による保育を受けた小学校就学前子ども等の保護者から徴収するものとする。

【解説】

- ・本条では、認定こども園・幼稚園・保育所・地域型保育事業を利用する際に保護者が負担する額（以下「利用者負担額」という。）及び公立保育所における延長保育事業・一時預かり事業・病児保育事業に係る負担額を別表に定めることを規定するとともに、その徴収根拠を定めています。

<第1項関係>

第1号では、認定こども園の幼稚園機能部分・幼稚園・保育所の3歳以上児の利用者負担額は0円と定めています。

第2号では、認定こども園の保育所機能部分と保育所の3歳未満児・地域型保育事業の利用者負担額を別表第1に定めることを規定しています。

- ・利用者負担額は、子ども・子育て支援法第27条第3項他の規定により、国が定める額を限度として市が定めることになっているため本条例で規定しています。

- ・なお、国が定めた教育・保育（認可外保育施設等を除く）に要する費用（以下「公定価格」という。）が利用者負担額を下回る場合には、公定価格が利用者負担額の限度額になることが定められていますが、保育所にあつては公立・私立を問わず、保護者と市の契約により保育を提供していることを踏まえて、施設ごとに限度額を判断するのではなく、利用者負担額を公定価格の平均額以下にすることで、公定価格が利用者負担額の限度額になることを避けています。

別表第1（第3条関係）

（単位：円）

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）		
階層	定義		保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者の属する世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者の属する世帯（当該教育・保育給付認定保護者が児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である場合を含む。）		0	0	
B	A階層には該当しない、市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税をいい、同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が非課税の世帯		0	0	
C	A階層には該当しない、市町村民税の所得割（地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。以下同じ。）の額が次の区分に該当する世帯	第1階層	48,600円未満	8,000	7,800
				(4,000)	(3,900)
		第2階層	48,600円以上 60,700円未満	10,900	10,700
				(5,400)	(5,300)
		第3階層	60,700円以上 72,800円未満	13,800	13,500
			(6,900)	(6,700)	
		第4階層	72,800円以上 84,900円未満	16,700	16,400
				(8,300)	(8,200)
		第5階層	84,900円以上	19,700	19,300

		97,000円未満	(9,800)	(9,600)
第6階層		97,000円以上	24,800	24,300
		115,000円未満	(12,400)	(12,100)
第7階層		115,000円以上	29,900	29,300
		133,000円未満	(14,900)	(14,600)
第8階層		133,000円以上	35,000	34,400
		151,000円未満	(17,500)	(17,200)
第9階層		151,000円以上	40,200	39,500
		169,000円未満	(20,100)	(19,700)
第10階層		169,000円以上	44,100	43,300
		202,000円未満	(22,000)	(21,600)
第11階層		202,000円以上	48,100	47,200
		235,000円未満	(24,000)	(23,600)
第12階層		235,000円以上	52,100	51,200
		268,000円未満	(26,000)	(25,600)
第13階層		268,000円以上	56,100	55,100
		301,000円未満	(28,000)	(27,500)
第14階層		301,000円以上	57,800	56,800
		325,000円未満	(28,900)	(28,400)
第15階層		325,000円以上	59,600	58,500
		349,000円未満	(29,800)	(29,200)
第16階層		349,000円以上	61,400	60,300
		373,000円未満	(30,700)	(30,100)
第17階層		373,000円以上	63,200	62,100
		397,000円未満	(31,600)	(31,000)
第18階層		397,000円以上	69,500	68,300
		440,000円未満	(34,700)	(34,100)
第19階層		440,000円以上	75,800	74,500
		483,000円未満	(37,900)	(37,200)
第20階層		483,000円以上	82,100	80,700

		526,000円未満	(41,000)	(40,300)
	第21階層	526,000円以上	88,500	86,900
			(44,200)	(43,400)

() は、利用者負担額を半額とした場合の額

備考

- この表において「保育標準時間」とは、法第20条第3項の規定により保育の利用について、1日当たり11時間までと保育必要量を認定された場合をいい、「保育短時間」とは、同項の規定により保育の利用について、1日当たり8時間までと保育必要量を認定された場合をいう。
- この表の階層区分の認定において、地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割の額から控除して得た額を所得割の額とする。
- 前項に定めるもののほか、この表の階層区分の認定において、所得割の額は、規則で定めるところにより計算するものとする。
- 階層区分の認定は、教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の所得割の額により行う。この場合において、4月1日から8月31日までの間は前年度分の市町村民税、9月1日から翌年3月31日までの間は現年度分の市町村民税を基礎として認定する。
- 教育・保育給付認定保護者の属する世帯が規則に定める世帯（以下「要保護世帯」という。）の場合で、次の表に掲げる階層区分に認定されたときの満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる階層区分に応じ、同表の利用者負担額（月額）の欄に掲げる額とする。ただし、当該要保護世帯における教育・保育給付認定保護者に監護される者その他これに準ずる者として規則で定めるもの（以下「特定被監護者等」という。）のうち最年長者以外の満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額は、零とする。

(単位：円)

階層区分	利用者負担額（月額）	
	保育標準時間	保育短時間
C階層における第1階層	4,000	3,900
C階層における第2階層	5,400	5,300
C階層における第3階層	6,900	6,700

C階層における第4階層のうち所得割の額が77,101円未満の世帯	8,300	8,200
----------------------------------	-------	-------

6 負担額算定基準子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）が同一の世帯に2人以上いる場合（要保護世帯であって、当該世帯の所得割の額が77,101円未満の場合を除く。）の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子どもに関する利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども
当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分に応じた利用者負担額の半額

(2) 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）
である満3歳未満保育認定子ども 零

7 特定被監護者等が2人以上いる世帯（要保護世帯を除く。）であって、当該世帯の所得割の額が57,700円未満の場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子どもに関する利用者負担額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 特定被監護者等のうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども 当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分に応じた利用者負担額の半額

(2) 満3歳未満保育認定子ども（特定被監護者等のうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。） 零

8 月の途中から特定教育・保育等を受け、又は受けなくなった教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、当該特定教育・保育を受けた日数に応じて、規則で定めるところにより計算するものとする。

<第2項関係>

公立保育所において実施する延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業の負担額を別表第2～第4に定めることを規定しています。

別表第2（第3条関係）

延長保育事業に係る負担額

（単位：円）

区分	保育時間帯	負担額（月額）	負担額（日額）
保育標準時間	午後6時から午後6時30分まで	2,000	500
	午後6時から午後7時まで	4,000	1,000
保育短時間	午前7時30分から午後5時30分まで	2,000	500
	午前7時から午後6時30分まで	4,000	1,000
	午前7時から午後7時まで	5,000	1,200

備考

- 1 この表において「保育標準時間」及び「保育短時間」とは、それぞれ別表第1備考第1項に規定する保育標準時間及び保育短時間をいう。
- 2 教育・保育給付認定保護者が当該事業による保育を利用するために規則で定める方法により行う承認を受けた場合の負担額は、この表の月額を適用し、当該承認を受けずに利用する場合（1月につき1回を限度とする。）の負担額は、この表の日額を適用する。
- 3 この表の規定にかかわらず、当該事業による保育を利用する教育・保育給付認定子どもの属する世帯が別表第1のA階層に該当する場合の負担額は、零とする。

別表第3（第3条関係）

一時預かり事業に係る負担額

（単位：円）

年齢区分	利用時間	基準額
3歳未満児	4時間以内	4,000
	4時間を超え8時間以内	8,000
3歳以上児	4時間以内	2,700
	4時間を超え8時間以内	5,400

備考

- この表において「3歳未満児」とは、当該年度の初日の前日（以下この項において「基準日」という。）に3歳に達していない小学校就学前子どもをいい、「3歳以上児」とは、基準日に3歳に達している小学校就学前子どもをいう。この場合において、当該年度中に3歳に達した小学校就学前子どもであっても、当該年度の年齢区分は、3歳未満児とする。
- 月当たりの負担額は、この表の基準額に、利用日数（市長が別に定める方法により1週間につき3日を限度として承認した日数をいう。以下この表において同じ。）を乗じて得た額とする。この場合において、利用時間を超えて当該事業による保育を利用したときは、1時間につき250円（3歳以上は170円）を当該額に加算するものとする。
- 月の途中で当該事業による保育を利用する場合の負担額は、基準額を利用機会日数（利用日数を利用月（当該事業による保育を利用する日の属する月をいう。以下この項において同じ。）で合計した日数をいう。）で除したものに、利用機会残日数（当該利用月において当該事業による保育を利用することができる日数をいう。）を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 当該事業による保育を緊急又は一時的に利用する場合（1週間につき3日を限度として利用する場合を除く。）は、この表の規定にかかわらず、日額として、1時間につき360円（3歳以上は210円）を徴収するものとする。

別表第4（第3条関係）

病児保育事業に係る負担額

（単位：円）

利用単位	負担額
1日	2,000

備考 この表の規定にかかわらず、当該事業による保育を利用する小学校就学前子ども等の属する世帯が別表第1のA階層に該当する場合の負担額は、零とする。

<第3項関係>

公立保育所における利用者負担額、延長保育事業・一時預かり事業・病児保育事業における負担額の徴収根拠を規定しています。

なお、幼稚園、認定こども園及び地域型保育事業の利用者負担額の徴収は保護者と施設との契約を根拠とすること、保育所は子ども・子育て支援法附則第6条第4項に利用者負担額の徴収根拠が規定されていることから、条例に徴収根拠は規定していません。

（利用者負担額等の減免）

第4条 市長は、教育・保育給付認定保護者等が前条の利用者負担額等を負担する資力がないと認めるとき又は特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、これを減額し、又は免除することができる。

【解説】

- ・利用者負担額は、保護者の市町村民税所得割額により決まりますが、災害や解雇等のために支払いが困難になった場合に、市独自の減免により保護者の負担を軽減するための規定を定めています。
- ・利用者負担額が減免になる条件や減免額については、条例に定めずに規則に委任しています。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、教育・保育給付認定その他の小学校就学前子どもの教育及び保育並びに保育所への入所手続その他の保育の利用に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

- ・教育・保育給付認定や保育所への入所手続等の技術的、細目的な必要事項は規則で定めることを明らかにしたものです。

(罰則)

第6条 正当な理由なしに、法第13条第1項（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、100,000円以下の過料に処する。

第7条 法第23条第2項若しくは第4項又は第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者は、100,000円以下の過料に処する。

【解説】

- ・保護者や世帯主等が虚偽の申請や答弁を行って教育・保育を不正利用した場合には、不正な経済的給付を受けることになることから、子ども・子育て支援法第87条1項及び第3項の規定に基づく罰則を定めました。
- ・いずれの罰則においても、子ども・子育て支援法の規定では、罰金は100,000円以下とされていますが、これを減額する特段の理由がないため、最高額を規定しています。

<第6条関係>

適正な経済的給付を行うためには、必要に応じてその状況を確認する必要があることから、保護者若しくは世帯主等に報告等を求めた場合に正当な理由なく報告等を行わない場合等を想定した罰則を規定しています。

<第7条関係>

認定の変更や認定の取消し等に伴い、認定証を返還しない場合の罰則について規定しています。これは、法の規定では、保護者は認定証を提示して施設、事業者へ教育・保育の提供を求めることとされていることから、不要な認定証を所持することによる不正受給を防止するための意味で設けられた規定です。